

Season by Season

檸檬 レモン

我が家の庭には果実のなる木が2本あります。ひとつはグミ。少々酸味が強く、苦みもあるので家人はほとんど口にしません。初夏にはたくさんの鳥たちによる争奪戦が繰り広げられます。

もうひとつがレモン。もちろん収穫(笑)のために植えたのですが、思いがけず可憐な白い花を咲かせてくれ、こちらも心待ちになりました。

今年も爽やかな風に吹かれながら、お手入れの時間を楽しみます(#^.^#)

by.うさぎ



社福経営サポートクラブからのお知らせ

私と社福

決算真ただ中ですが、評議員会前に今回も役員選任の注意点をお話します。

これは、倉敷市からの通知をある法人様より見せて頂き気づいたことです。

<定款例>

第13条

理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

こんな文言があったの皆さんご存知でしたか? 恥ずかしながら私はつい最近知り、驚いてしまいました。ですが、経営協が提供している議事録例にもしっかりと

「候補者ごとに決議を行った結果、各候補者とも全員の賛成により、以下の者が選任された。」

という文言が入っておりました。

皆さんにとっては当たり前のことだったかもしれませんが、今回の役員選任の際にはお気を付けてください(>_<)!!

by.カノン

FAGIANO

我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

勝ち切れない試合が続くと、少しやきもきしますね。でも、新生有馬ファジ、毎試合目が離せません! まだまだ混戦のJ2。ここで勢いをつけたいですね。さあ、トモニ戦おう! 「ファジアーノ!」

by.えびき

試合スケジュール(5月後半・6月前半)

第15節	5.26	対栃木	14:00	栃木G(A)
第16節	6.1	対愛媛	18:00	Cスタ(H)
第17節	6.8	対長崎	14:00	トラスタ(A)
第18節	6.15	対山口	19:00	Cスタ(H)

SERVICE MENU

- 税務コンサルティング
- 経営コンサルティング
- 財務分析サービス
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)
- 会計コンサルティング
- 保険労務コンサルティング
- 各種セミナー・勉強会開催

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177
FAX 086-274-8187
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

SCB NEWS LETTER

5月1日から新元号「令和」が施行! 美しい時代の幕開けです!

第102号

2019年5月 発行

Dogwood ~ハナミズキ~

空の青さと新緑の眩しさに心躍る季節がやってきました。そしてついに令和元年のスタートです! ひとつひとつの節目を大切に、SCBスタッフ一同、心新たにお仕事に取り組んでいきます!(^^)!



中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る特別償却について教えてください。



中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、中小企業者の事前対策の取組強化の観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画(仮称)に基づく防災・減災設備への投資について、特別償却ができる制度が創設されます。

事業継続力強化計画(仮称)の認定

- ・主務大臣の定める中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること
- ・事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること

(対象設備の例)

機械装置

自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置

器具備品

データバックアップシステム、衛星電話、照明器具

建物附属設備

貯水タンク、浄水装置、防火シャッター消火設備、排煙設備など

措置の内容

(最低投資額)	機械装置	: 100万円
	器具備品	: 30万円
	建物附属設備	: 60万円

財務省「平成31年度税制改正(案)のポイント」より

対象設備

機械装置
器具備品
建物附属設備

特別償却率

20%



by.カイ

Let's

未来経営会議

第18回

by. 未来会計
マスター協会

未来デザイン決算書クラウド FAQ

未来デザイン決算書クラウドについて、FAQ(よくある質問)をご紹介します!

Q 新機能「月次決算総括コメント」 **A** たとえば、「生産性」について、下記のようなコメントを自動表示します。**赤色部分**の文字が自動で計算表示されます。

「労働分配率」は、 3 月単月で 22.9 %、 25.2 %となっており、 25.2 %となっています。	この指標は、「会社が生み出した付加価値である粗利益を、人件費にどれだけ分配したか」を示しています。会社の「事業経営の効率(生産性)」を表しています。	「労働生産性」は、 3 月単月で 4.4 倍、 4.0 倍です。	前年同月累計の「労働分配率」は 22.6 %、「労働生産性」は 4.4 倍となっており、生産性は 低下 しています。
---	--	---	---

お陰様でリリース1周年! 初期費用無料のキャンペーンは終了しました!

弊社お客様には、「未来デザイン決算書クラウド」を活用しての未来経営会議に順次、移行中です。

by. えびき

第18回 by. 「あしたのチーム」プロジェクト

人事評価制度で利益が上がる!

今回のテーマ

人事評価の誤解と新常識 ④

人事評価制度における「よくある誤解」と「あしたのチーム式の新常識」をご紹介します。今回は、「通常業務が忙しく、半期ごとの評価期間の期日を守ることができない」という誤解について、考えてみましょう。

人事評価の新常識

評価業務はどんな業務よりも優先順位が高く、評価期日を守らないことにより、制度が形骸化してしまっは意味がない

人事評価の新常識

四半期評価のメリットは次のとおりです。

- ✓ 短い期間で目標を意識しつつ業務に臨めること
- ✓ 高速でPDCAを回すことにより高速で成長すること
- ✓ 再三の改善を促すことにより労務リスクの低下につながる

ご興味のあるお客様から、順次サービスを提供していきますので、詳細は、私どもSCBスタッフに、お気軽にお問合せください。

by. えびき

消費税の改正 軽減税率について



すでに夏の気配が感じられるこのごろとなりましたね。今年の10月から消費税が8%から10%に引き上げられます。引上げに伴い、導入される「軽減税率」についてお伝えをしたいと思います。

一部「店内飲食」の適用税率について

R1.10.1から食料品等を対象に税率を8%に据え置く軽減税率制度が実施されます。店内飲食と持ち帰り販売の両方を行っている飲食店においては、店内飲食は、10%、持ち帰りは、8%となります。注文時に、持ち帰り意思表示をしたにもかかわらず、その後、店内で飲食をした場合、店内飲食だとして税率差額分を顧客に請求を行い、課税税率の売上げとして計上する必要はありません。なぜなら、消費税の納税義務は、「課税資産の譲渡等をした時」に成立するため、納税義務が成立した後の顧客の行動によって課税関係が変更されることはないからです。

よって、顧客の意思表示を行った時点の適用税率となります。

by. ふぐ

わたしの好きなもの

ホラー映画

今年も暖かくなり、涼を求める機会も増えたかと思います。と言うことで、時期としては早いのですが、今回はホラー映画について。

最近のホラー映画と言えば、名作のリメイクが続いている印象。2017年のITのリメイク作品の大ヒットには驚いたものです。今年4月にハロウィンの正統続編もあり、7月にはチャイルド・プレイも控えています。

グラフィックの進化により様々なことができるようになり、表現方法が多様化したことは確実。とは言え、オリジナルのモデルの——言い方は悪いですが、現在の技術から見ればチープな——生々しさや、表現の工夫により想像力を掻き立てる趣向は好ましい所でもあります。どこまでを受け継いで、どこからが刷新されるのか、どのような結末を齎すのか、楽しみです。

by. 錬 ※イラストはイメージです(笑)



今回は、「京都市動物園」のご紹介をします。



承認が降りたため、3/21にドローンの飛行をはじめました。動物たちは、音や飛行している物体に驚いていましたが、今後は、動物たちの様子をドローンで紹介も可能になります。

普段、横からや下からは見ることができませんが、なかなか上空からみることはできないので、ぜひ、ホームページもチェックしてみてください。

京都は、外国の観光客などが年々増えていますので、ぜひ、動物園にも立ちよってみたいはいかがでしょうか。



アニマル通信
by. ベル